議案第15号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規 則について、別紙のとおり議決を求めます。

平成30年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

(鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正)

第1条 鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

> 改正後 改正前

(高等学校等奨学資金の貸与の申請)

- 第4条の2 高等学校等奨学資金の貸与の申請は、中 第4条の2 高等学校等奨学資金の貸与の申請は、中 学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前 期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下「中 学校」という。) 在学時申請と高等学校等在学時申 請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を 有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 中学校在学時申請 中学校の第3学年(義務 教育学校にあっては、第9学年)に在学する者
 - (2) 略

(高等学校等奨学資金の貸与の申請)

- 学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の 中学部を含む。以下「中学校」という。) 在学時申 請と高等学校等在学時申請に区分して行うものと し、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次 に定めるとおりとする。
- (1) 中学校在学時申請 中学校の第3学年に在学
- (2) 略

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第2条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前

- 第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおり 第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおり とする。
 - $(1)\sim(4)$ 略
 - (5) 教育人材開発主査 上司の命を受け、小学 校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支 援学校における学校管理及び人事管理に関する専 門的事項に係る事務に参画する。
 - (6) 義務教育主査 上司の命を受け、小学校、中 学校、義務教育学校並びに特別支援学校及び特別 支援学級における学校教育に関する専門的事項の 指導に参画する。
 - (7)~(11) 略

(教育局の分掌事務)

- 第15条 教育局においては、次の事務をつかさどる。 $(1)\sim(6)$ 略
 - (7) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校 の児童及び生徒の就学義務の免除及び猶予に関す ること。
 - (8)~(13) 略

- とする。
 - $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 教育人材開発主査 上司の命を受け、小学 校、中学校、高等学校及び特別支援学校における 学校管理及び人事管理に関する専門的事項に係る 事務に参画する。
- (6) 義務教育主査 上司の命を受け、小学校、中 学校並びに特別支援学校及び特別支援学級におけ る学校教育に関する専門的事項の指導に参画す る。

(7)~(11) 略

(教育局の分掌事務)

- 第15条 教育局においては、次の事務をつかさどる。
 - $(1)\sim(6)$ 略
 - (7) 市町村立の小学校及び中学校の児童及び生徒 の就学義務の免除及び猶予に関すること。
 - (8)~(13) 略

(鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部改正)

第3条 鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則(昭和50年鳥取県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
様式第2号(第4条関係) 略 学業成績評定 中学校 <u>(義務教育学校の後期課程</u> 平均値 <u>を含む。)</u> ・ 高等学校 ・	様式第2号(第4条関係) 略 学業成績評定 中学校 ・ 高等学校 ・ 平均値 略

(鳥取県立特別支援学校学則の一部改正)

第4条 鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	
改 正 後	改 正 前
様式第3号(第17条、第18条—第20条、第28条関係)	様式第3号(第17条、第18条—第20条、第28条関係)
略	略
備考 1 志願者の最終学歴欄については、高等部志	備考 1 志願者の最終学歴欄については、高等部志
願者にあっては最終の出身中学校 <u>、義務教育</u>	願者にあっては最終の出身中学校又は特別支
<u>学校</u> 又は特別支援学校中学部名を、専攻科志	援学校中学部名を、専攻科志願者にあっては
願者にあっては最終の出身高等学校又は特別	最終の出身高等学校又は特別支援学校高等部
支援学校高等部名を記入すること。	名を記入すること。
2・3 略	2・3 略
ICH BIL	

附則

この規則は、公布の日から施行する。